

障害福祉サービス事業者御中

中央区福祉保健部
障害者福祉課

ワクチン接種会場への移動手段として障害福祉サービス等を利用する場合の取扱いについて

中央区では、年齢等に応じて順次新型コロナウイルスワクチン接種を進めておりますが、今般、指定の接種会場での「集団接種」に加え、新たに医療機関での「個別接種」も開始することとなりました。

ワクチン接種にあたり、障害福祉サービス等の利用者においては、接種会場まで移動する手段として、居宅介護等の利用が想定されます。ワクチン接種を実施する場合の報酬の取扱い等については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和3年4月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）にて示されておりますので、ご確認ください。

あわせて、接種会場まで移動する手段として居宅介護等の利用が想定される場合の留意事項等について、下記のとおりお示いたしますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

<支給量の超過が想定される場合>

接種会場まで移動する手段として以下の障害福祉サービス等を提供するにあたり、当月のサービス提供量が決定支給量を超過する恐れがある場合、必ずサービス提供前に利用者の担当相談支援事業所またはケアマネージャー、あるいは障害者福祉課相談支援係の担当ケースワーカーにご相談ください。

<障害福祉サービス等>

- 居宅介護（通院等乗降介助等）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援

【問合せ先】

中央区福祉保健部

- ① 決定支給量等について

障害者福祉課 相談支援係

（電話） 3546-6032

- ② 給付費の支払等について

障害者福祉課 給付指導係

（電話） 3546-5697